

平成29年4月1日から

介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)が始まります

◎お問い合わせ 市役所高齢福祉課 高齢福祉係 ☎63-3790

これまで提供されていた「介護予防訪問介護」および「介護予防通所介護」は新しい総合事業に移行します。新しい総合事業では現行と同様のサービスのほか、佐渡市のニーズや実情に応じたサービスを実施していきます。

【新しい総合事業のポイント】

- ①介護予防サービスの「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」が、新しい総合事業に移行します。
- ②要支援1・2の方は、新しい総合事業と「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」以外の介護予防サービスを利用できます。
- ③新しい総合事業のみを利用する場合は、基本チェックリストによる判定だけでも利用できます。

新しい総合事業の種類

介護予防・生活支援サービス事業	一般介護予防事業
<p>《対象者》</p> <ul style="list-style-type: none">・要支援1・2の判定を受けた方・基本チェックリストにより生活機能の低下が見られた方 <p>《サービス内容》</p> <ol style="list-style-type: none">①訪問型サービス 掃除や洗濯など利用者が自力では困難な行為についてホームヘルパーによるサービスを提供します。②通所型サービス 通所介護施設で、生活機能向上のための体操や筋力トレーニングを行います。 など	<p>《対象者》</p> <p>65歳以上のすべての方</p> <p>《サービス内容》</p> <ol style="list-style-type: none">①各種介護予防教室 運動機能向上、栄養改善、認知症予防などの教室があります。②サポーター養成講座 介護予防の知識を深め、地域で介護予防活動の普及啓発ができる人材を養成します。③地域リハビリテーション活動支援事業 地域の介護予防の取り組みを強化するため、リハビリテーション専門職を活かした取り組みを促進します。 など

Q1. どうすれば総合事業を利用することができますか？

生活の中の困りごとができたときは、これまでどおり、地域包括支援センターにご相談ください。心身や生活の状況によっては、基本チェックリストによる判定でサービスや支援を受けたり、地域の通いの場に参加することができます。

Q2. 現在ホームヘルプやデイサービスを利用していますが、継続利用できますか？

要支援認定の更新の時期までは、今までどおりの利用となります。更新後も、要支援1・2の認定が下りた方および基本チェックリストで該当とされた方は、現行と同様のホームヘルプやデイサービスを利用することができます。